

まちづくり計画策定担い手支援事業制度要綱

平成 19 年 3 月 30 日
国都計第 155 号

第 1 条 目的

本要綱は、密集市街地等の整備改善を図るため、まちづくりの担い手である地域住民等に対して都市計画の提案に係る調査、検討に必要な補助を行うことにより、都市計画を活用した自律的なまちづくりを推進し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

第 2 条 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 まちづくり計画策定担い手支援事業

本要綱に定めるところに従って行われる、以下に掲げる事業（以下「対象事業」という。）に対し補助する事業をいう。

イ 基礎調査

土地利用、建築物等に関する現況調査、現況市街地図、建物配置図等の作成、市街地環境の調査等、都市計画提案の前提となる基礎調査をいう。

ロ 地区診断

地区の課題等の分析、防災性能等の市街地環境の評価、改善案の検討等、都市計画提案のための素案の立案に必要となる地区診断をいう。

ハ 提案素案の作成

模型、イメージパース等の作成、都市計画提案のための図書の作成等、都市計画提案のための素案の作成をいう。

二 密集市街地におけるまちづくり規制合理化支援事業

まちづくり計画策定担い手支援事業のうち、重点密集市街地において行われるものをいう。

三 重点密集市街地

都市再生プロジェクト第三次決定（平成 13 年 12 月都市再生本部決定）における「地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地」のうち「特に大火の可能性の高い危険な市街地」をいう。

第 3 条 事業主体

対象事業の事業主体は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する者とする。

第 4 条 対象地区

まちづくり計画策定担い手支援事業は、次に掲げる要件に該当する地区において行うものとする。

一 法律等により、国の政策上位置づけがなされている、次に掲げるいずれかの区域内に存する地区であること。

イ 都市再生プロジェクト第三次決定における「地震時に大きな被害が想定される危

「険な密集市街地」の区域

- ロ 中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 9 条第 6 項の規定による認定を受けた基本計画の区域
 - ハ 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 2 条第 3 項に規定する都市再生緊急整備地域の区域
 - ニ 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 2 条の 3 第 1 項第 2 号又は第 2 項の規定に基づき、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」として定められた区域
 - ホ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する防災再開発促進地区の区域
 - ヘ 上記ロ～ホに定められる予定である区域
- 二 面積が 0.5 ヘクタール以上の地区であること。ただし、都道府県又は市町村が、都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 15 条の 2 の規定に基づく条例で提案に係る規模を別に定めた場合は当該規模以上の地区であること。

第 5 条 助成対象事業主体の選定

国土交通大臣は、以下に掲げる要件のいずれにも該当する事業主体であって、都市計画に関する専門的な知識を有していない等の理由により、まちづくり計画策定扱い手支援事業の助成対象とすることが適当であると認めるものを、当該事業主体の申請に基づき、助成対象事業主体として選定するものとする。

- 一 事業主体が、まちづくりの推進に関する経験及び実施体制を有すること。
- 二 事業主体により行われる対象事業の内容が、当該地域における国及び地方公共団体の上位計画等と整合がとれていること。
- 三 事業主体が対象事業を実施することにより、市街地の整備改善に高い効果が期待されること。
- 四 事業主体が対象事業を実施することについて、地域住民の理解が得られている、又は得られる見込みがあること。

第 6 条 助成措置

- 1 国は、予算の範囲内において、助成対象事業主体に対し、別に定めるところにより、対象事業に要する経費について補助するものとする。
- 2 助成対象事業主体に対する国の助成は、原則として 2 年を限度とする。

第 7 条 監督等

国土交通大臣は、助成対象事業主体に対し、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）その他の法令の規定に基づき、この要綱の施行のために必要な限度において、まちづくり計画策定扱い手支援事業の適正な執行を確保するため、必要な措置を命じ、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うことができる。

第 8 条 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、国土交通省都市・地域整備局長が別に定めるものとする。

(附則)

- 1 本要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の適用期間は、平成 24 年 3 月 31 日までとする。ただし、当該時点で補助事業を実施中の助成対象事業主体については、当該事業の事業期間の最終年度の 3 月 31 日まで本要綱を適用するものとする。